



深谷市 産後ケア事業



… お母さんと赤ちゃんの生活リズムづくりと

育児への不安などを軽減するため、あなたの産後をサポートします …

利用例 〈 利用したかたの声 〉

日帰り型利用 Aさん

夜は手伝ってもらえるけど、昼間はみんな仕事をしていて赤ちゃんを2人きりで不安でした。利用することで日中ゆっくり休むことができたし、助産師さんに話を聞いてもらえて育児に自信が持てました。



宿泊型利用 Bさん

パパは夜勤もある仕事なので夜が不安で…。宿泊型を使って、夜の不安を解消することができました。



訪問型利用 Cさん

里帰りできないので1か月健診までが不安だけど、上の子がいるから宿泊型も日帰り型も利用できない。自宅でケアが受けられて安心できました。

利用できる施設	宿泊型	日帰り型	訪問型	
菊地病院	○	○	—	当施設で出産した母子対象 生後2か月未満まで可能
桜ヶ丘病院	○	○	—	当施設で出産した母子対象 生後2か月未満まで可能
深谷赤十字病院	○	○	—	他施設で出産した母子も利用可 生後2か月未満まで可能
のんりく助産院	—	—	○	他施設で出産した母子も利用可 生後12か月未満まで可能
中島助産院	○	○	○	他施設で出産した母子も利用可 生後12か月未満まで可能
さめじま ボンディングクリニック	○	○	—	日帰り型：他施設で出産した母子も利用可 生後12か月未満まで可能 宿泊型：当施設で出産した母子対象 原則入院中からの継続利用 ※他施設で出産した母子は 要相談

利用できるかた

申請、利用の時点で深谷市に住民登録があり、生後12か月未満の赤ちゃんとそのお母さん

※ 医療行為の必要なかたは利用できません

※ 赤ちゃんのみのお預かりはできません。お母さんと赤ちゃんでのご利用になります

※ 各施設の状況により利用希望日に利用できないことがあります

内 容

母体ケア(乳房ケアなど)

授乳・沐浴の指導

育児相談

赤ちゃんのケア(健康状態のチェック) など



宿泊型・日帰り型

施設(医療機関・助産所)利用中、お母さんと赤ちゃんの
体調に合わせて助産師等による専門的なケアを受けることができます

		① 宿泊型(ショートステイ)★3	② 日帰り型(デイケア)
利用時間		10時～翌16時	10時～16時
利用上限		通算7日以内(①②③合わせて)	
利用料金★1 (自己負担額)	課税世帯★2	4,500円/日	3,200円/日
	非課税世帯★2・生活保護世帯	0円/日	0円/日

訪問型

助産師等がご自宅に伺います。利用中は、お母さんの休息のための
支援や育児のサポートを受けることができます

			③ 訪問型(アウトリーチ)
利用時間			要相談(1日2時間まで)
利用上限			通算7日以内(①②③合わせて)
利用料金★1 (自己負担額)	初回アセスメント訪問		自己負担なし
	保健指導 (1回1時間まで)	課税世帯★2	1,000円/時間
		非課税世帯★2・生活保護世帯	0円/時間
	療養上の援助	課税世帯★2	300円/時間
		非課税世帯★2・生活保護世帯	0円/時間

- ★1 利用料は、施設または訪問員に直接お支払いください。別途、費用がかかる場合があります
- ★2 課税世帯とは、市町村民税を課税されているかたが一人でもいる世帯です
非課税世帯とは、世帯全員が市町村民税非課税の世帯です
(申請時点の世帯の所得状況により決定します。1月～6月の申請は前年の1月1日、7月～12月の申請はその年の1月1日に深谷市に住所のないかたは前住所地の非課税証明書が必要となります)
- ★3 施設利用日数分の利用料がかかります (例: 1泊2日の場合…4,500円×2日=9,000円)

ご注意ください キャンセルの場合

- 申請後のキャンセルは、必ず、深谷市保健センター及び利用施設へご連絡ください
- ・利用前々日の17時までに、必ず、ご連絡ください
 - ・前々日17時以降にキャンセルの場合、キャンセル料(食事、部屋代)がかかります

ご 出 産



電 話 相 談

利用を希望する場合は、深谷市保健センターにご連絡ください
保健師がお母さんと赤ちゃんの健康状態やお困り事などをお聞きいたします



申 請

ご相談後、ご本人または状況のわかるご家族が、深谷市保健センターへ
申請書を提出してください

※※必要書類※※

- ① 深谷市産後ケア事業利用申請書(様式第1号)
 - ② 世帯調書 ※
 - ③ 母子健康手帳(確認用)
 - ④ 本人確認証(確認用)…マイナ保険証や運転免許証など
- ※非課税世帯のかたは、非課税証明書(1月～6月の申請は前年の1月1日、7月～12月の申請のかたはその年の1月1日に深谷市に住民登録のない非課税世帯のかたのみ) が必要です
※生活保護世帯のかたは生活保護受給証が必要です



利 用 決 定

利用決定となったかたに「深谷市産後ケア事業承認通知書」をお渡します



産後ケアの利用

必要なケアやアドバイスを受けながら、産後の体をゆっくり休め、
ゆったりと育児に向き合っていける体制づくりをしましょう
利用料金は、直接施設へお支払いください

※※必要なもの※※

- ☆ 深谷市産後ケア事業承認通知書
 - ☆ 母子健康手帳
 - ★ 健康保険証、こども医療受給者証
 - ★ 赤ちゃんのオムツ、おしりふき
 - ★ ミルク、哺乳瓶、食べ慣れた離乳食(必要なかた)
 - ★ お母さんと赤ちゃんの衣類
 - ★ タオル類
 - ★ 歯ブラシ、洗面道具
 - ★ 母乳パッド、ナプキン(必要なかた)
 - ★ スリッパ
- ※ その他必要と思われるものは各自ご準備ください

★ 宿泊型、日帰り型の場合、
必要なものを持参してください



利 用 後

必要に応じて、保健師が引き続きお母さんの体のことや
育児について支援いたします

問い合わせ 深谷市保健センター

TEL:048-575-1101

FAX:048-574-6668

受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土日、祝休日、年末年始を除く)